

生物多様性に係る主な動きについて (COP15、30by30、国家戦略など)

令和4年9月

1. 生物多様性に係る国内外の主な動き

◆ ポスト2020生物多様性枠組

- 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において決定見込みの次期世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」（2010年に採択された「愛知目標」の後継）の議論に貢献し、生物多様性日本基金やSATOYAMAイニシアティブによる、途上国等における世界目標の達成に向けた取組の実施支援を進める。

〔日程〕2022年12月7日～19日 〔開催地〕カナダ・モンリオール

◆ 30by30・OECM・NbS

- 30by30目標※1の達成に向けて、本年4月に公表した「30by30ロードマップ」を踏まえ、国立公園・国定公園の拡張とOECM※2の推進等を図る。
 - ※1 2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標。G7等での国際約束
 - ※2 Other Effective area-based Conservation Measures
- OECM推進のため、2023年度から自然共生サイト（仮称）の正式認定を開始。
- 30by30により確保された健全な生態系をベースとして、自然を活用した解決策（NbS ; Nature-based Solutions）を通じ生物多様性保全と気候変動対策・防災減災対策等を同時に推進する。

◆ ビジネスでの生物多様性の主流化

- 民間企業等によるOECM認定申請を推進する。
- サプライチェーン全体での負荷低減や企業の情報開示の国際的なルールメイクに、官民一体でコミットする。

◆ 生物多様性国家戦略

- 上記を主な内容とし、自然再興（ネイチャーポジティブ）※を目指す生物多様性国家戦略の検討を進める（年度内に閣議決定予定）。
 - ※2030年までに生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せること

2. 外来生物法の改正について

- 平成26年の改正外来生物法施行から5年以上が経過し、施行状況等の検討を実施。今後講ずべき事項について中央環境審議会に諮問し、令和4年1月11日に答申。
- 令和4年3月に外来生物法改正案を閣議決定し、通常国会に提出。5月に成立、公布。

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、緊急の対処が必要なものについては「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例
・個人の販売目的でない飼育
・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要に**

(参考) 改正外来生物法に係るスケジュール (予定)



令和4年

5月18日

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律
(令和4年法律第42号) 公布

特定外来生物被害防止基本指針の改定について中央環境審議会に諮問

7月1日

改正法第1条関係 (特定外来生物全般の規制権限の拡充) 施行

7月8日～8月6日 特定外来生物被害防止基本方針パブリックコメント

9月中旬頃

特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申・閣議決定

9月～10月頃

地方公共団体に向けた改正法の説明会を予定

10月～12月頃

ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定やアメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布

年度内

各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等

令和5年

4月頃

改正法第2条関係施行 (改正法全面施行)、政令 (ヒアリ類指定関連箇所) 施行

春～夏

政令 (アメリカザリガニ等の指定関連箇所) 施行

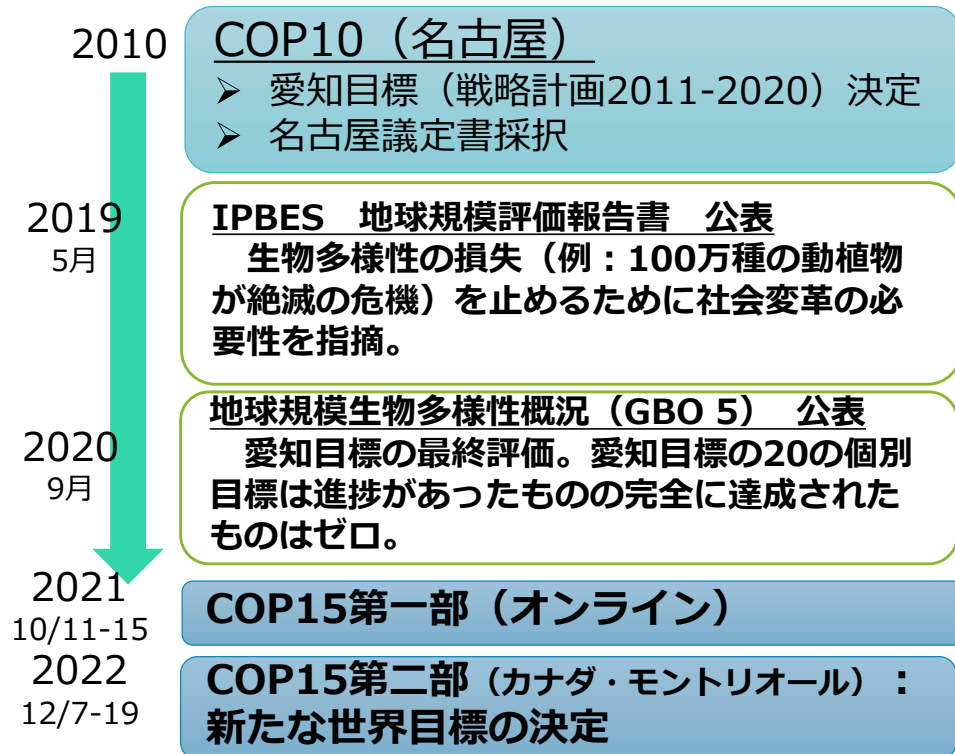
参考資料

- 生物多様性条約COP15について
- 30by30ロードマップ（2022年4月公表）
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）
- ビジネスでの生物多様性・自然資本の主流化に向けて
- 生物多様性国家戦略

(参考資料) 生物多様性条約COP15について



2020年を目標年とした愛知目標を、科学的な評価・達成状況も踏まえて見直し、新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」がCOP15第二部（2022年12月）で決定される。



新たな世界目標の主な論点

- 保全に関する内容：保護地域等（世界の30%を保全）、希少種保全、外来種防除等の対策は強化の方向だが、実現可能性の観点から慎重な意見も。
⇒日本は保護地域等を30%にする案（30by30）を支持
- 途上国への資金支援
⇒日本は、民間を含むすべての資源の増加、生物多様性に有害な資源動員は変更・削減・徐々に廃止、動員した資源の有効性向上の3本柱をバランス良く反映すべきと主張
- 遺伝資源デジタル情報（DSI）の利用による利益配分
⇒日本は、ポスト2020生物多様性枠組へのDSIの関連づけに慎重。DSI利用は感染症対策を含む科学の進展に重要

日本が重視するポイント

- ・**SATOYAMAイニシアティブ**：身近な自然環境の保全とそこにある自然資源を持続的に利用する考え方を共有する国・団体のネットワークの維持・推進
- ・**気候変動対策との連携**：生態系の持つ機能を活用した防災・減災や気候変動への適応の推進
- ・**社会経済活動のリデザイン**：生態系への影響に配慮した持続可能なサプライチェーンの構築
- ・**非意図的に侵入する外来種**：ヒアリ等、物流に伴って非意図的に侵入する外来種への国際的な対応

(参考資料) 30by30ロードマップ(2022年4月公表)

- G7サミットにおいて約束された、「30by30」について、国内での達成に向けて、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（事務局：環境省）は2022年4月に「30by30ロードマップ」を公表。
- 生物多様性条約COP15第二部に向けて「30by30ロードマップ」を発信し、国際的な議論に貢献。

キーメッセージ

- **2030年**までに陸と海の**30%以上**を**保全**（現在 **陸域20.5%、海域13.3%**）
- **生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す**
- **地域の経済・社会・環境問題の同時解決**につながる**NbS** (Nature-based Solutions)のための、**健全な生態系**を確保する**基盤的・統合的アプローチ**

本ロードマップの目的

30by30目標達成までの行程と具体策を示す

30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- **国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理**
- 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等

主要施策を支え、推進する横断的取組

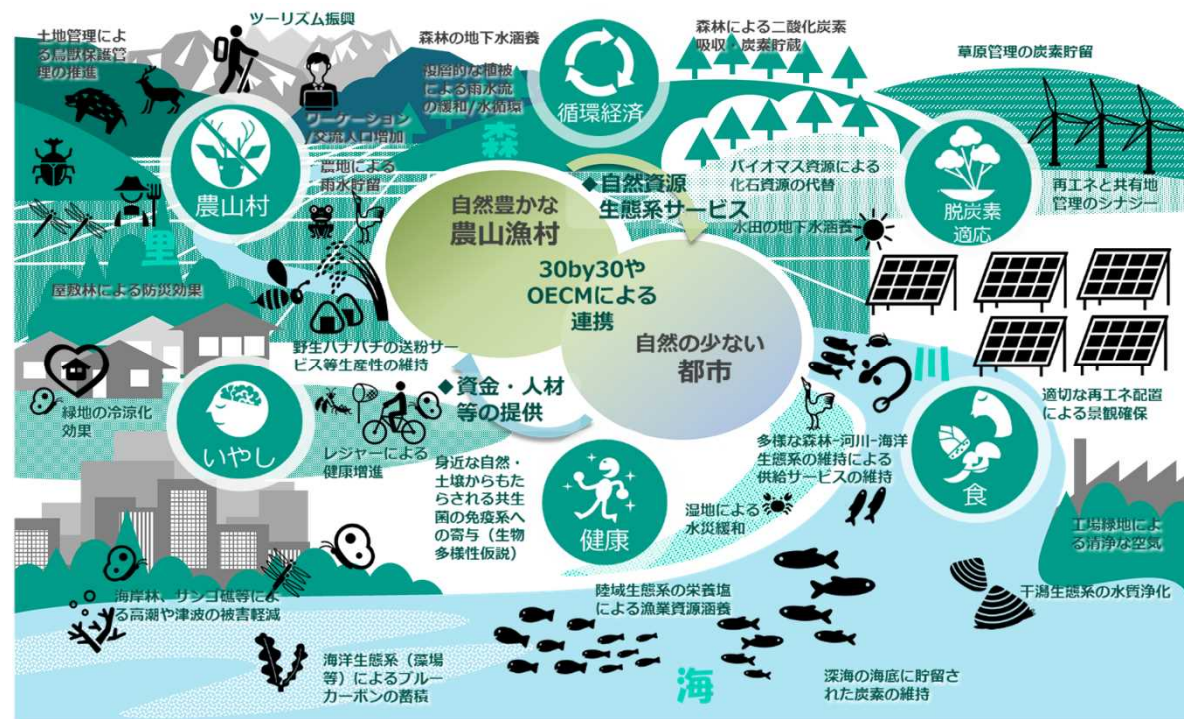
30by30アライアンス／経済的手法／サステナブルファイナンス 等

各主体に期待される役割

国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体、国民

中間評価の実施

「見える化」による効果的な地域を把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す 等

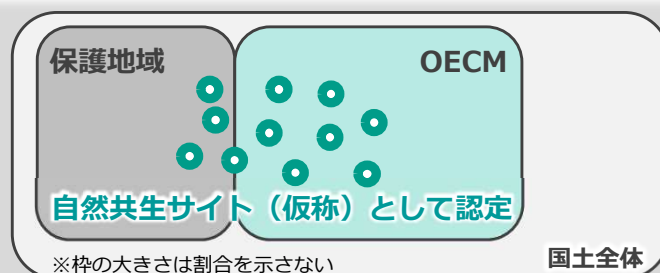


30by30実現後の地域イメージ

(参考資料) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM)

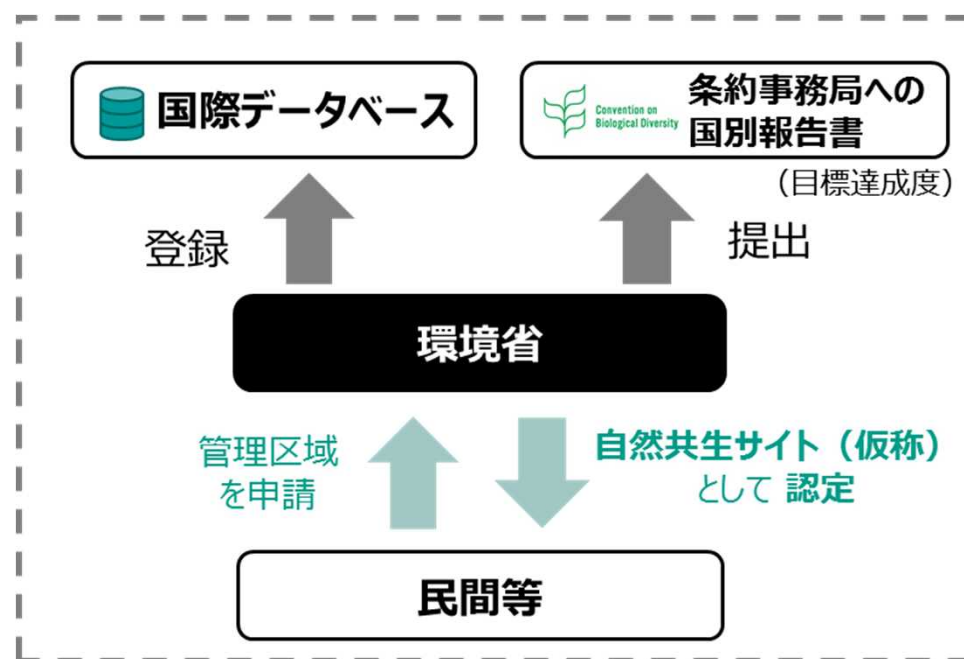
- 30by30目標の達成にあたっては、国立公園等の既存の保護地域に加えて、**保護地域以外で生物多様性保全に資する地域：OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)** の設定が重要。
- 国が「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」を「**自然共生サイト (仮称)**」として認定する仕組みを検討中。2022年度に試行し、2023年度から正式認定を開始予定。2023年中に100箇所以上の認定を目指す。
- 認定区域は、環境省が**OECM**として国際データベースに登録することで、30by30目標に直接貢献していく。

保護地域・OECM
・自然共生サイトの
概念図



保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している

★自然共生サイト (仮称) 認定スキームのイメージ



民間等の取組区域を環境省が認定し、**国際データベースに登録**することで、企業や団体の貢献を明示する

(参考資料) ビジネスでの生物多様性・自然資本の主流化に向けて



- **生物多様性条約COP15**（2022年12月）において**ポスト2020生物多様性枠組**を決定予定。**30by30**に加え、自然資本が経済活動の基盤との国際認識が広がっており、**サプライチェーン全体での生物多様性負荷低減**や、**企業の情報開示**の国際枠組みに関する議論も進行。

次期世界目標や国際的な動き

- ✓ **30by30**（G7はサミットで合意済）
2030年までに陸と海の30%を保全エリアとする ※現在：陸20.5%・海13.3%
- ✓ **経済活動での生物多様性主流化**
サプライチェーン全体での生物多様性保全に対する悪影響を半減
- ✓ **自然関連の企業情報開示**
TNFD※が2022年3月に開示枠組案を公表、2023年に最終版公表予定
※ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）：英国政府、国連開発計画、国連環境計画などの支援のもと、各国の専門家等が参加。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然（Nature）版。2021年のG7・G20サミット成果文書に位置づけ
- ✓ **SBTN・ISOなどのへの対応**
SBTの自然版※作成（2022年）や、生物多様性のISO検討へ
※脱炭素におけるScience Based Targetsの自然（Nature）版

対応する我が国の取組

民間企業等によるOECM※認定申請を促進

※OECM：Other Effective area-based Conservation Measures

- ✓ 民間の管理地等をOECMに認定申請することを促すため、**情報開示への活用や、経済的手法の検討を進める。**

生物多様性・自然資本の見える化（指標化）等を支援

- ✓ **ネイチャーポジティブ経営に向けたガイドラインや事例集を作成、指標化や経営課題への組み入れを促す。**

官民一体によるルールメイクへの関与・ビジネスチャンスへ

- ✓ TNFDなどの国際枠組みに対して、**官民で国内検討体制を構築、ルールメイクに積極的にコミット**
- ✓ **デジタル技術等を活かしたモニタリング・サプライチェーン把握などを進め、新たなビジネスチャンスに**
- ✓ **TCFD（脱炭素）やデューデリジェンスも視野に**

国内対応支援・国内審議委員会立ち上げ

- ✓ 我が国企業に影響のある国際枠組みの国内ガイダンス等を通じた取組
- ✓ ISOの検討に対応するための**国内審議委員会**を立ち上げ

(参考資料) 生物多様性国家戦略



【生物多様性国家戦略】

- 締約国は、条約第6条に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする生物多様性国家戦略を策定
- 2008年生物多様性基本法の制定により、法定計画に

生物多様性国家戦略2012-2020

- 愛知目標の達成に向けたわが国のロードマップとしての役割
- 長期目標: 自然共生社会の実現 (2050年)
- 短期目標: 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標(2020年)の達成に向けた国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。



【生物多様性地域戦略】

- 生物多様性基本法第13条第1項に基づき、生物多様性国家戦略を基本に、自治体が単独又は共同で策定 (努力義務)。
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標及び、総合的かつ計画的に講ずべき施策を策定。
- 2022年6月現在、全都道府県、19政令指定都市、その他129市区町村が策定済。



奄美大島8市町村の共同策定事例